

## 株式会社変更登記申請書<sup>1</sup>

1. 商号 ABC 株式会社

1. 本店 東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号<sup>2</sup>

1. 登記の事由

発行可能株式総数の変更  
募集株式の発行

1. 登記すべき事項<sup>3</sup>

平成 23 年 8 月 9 日変更  
発行可能株式総数 2000 株  
平成 23 年 8 月 10 日変更  
発行済株式総数 500 株  
資本金の額 金 300 万円

1. 課税標準金額

金 200 万円<sup>4</sup>

1. 登録免許税

金 6 万円<sup>5 6</sup>

1. 添付書類

取締役会議事録	1 通
株主総会議事録	1 通
募集株式の総数引受契約書	2 通
払込みがあったことを証する書面	1 通
資本金の額の計上に関する証明書	1 通

上記のとおり登記の申請をする。

<sup>1</sup> 法務局には、登記申請書+収入印紙貼付用台紙+添付書類の順番でホチキス止めしたものを提出します。なお、登記申請書と収入印紙貼付用台紙には、会社代表印で割印をします。

<sup>2</sup> 会社の本店所在地を、現在登記されているとおりに記載します。

<sup>3</sup> 増加する数・額を記載するのではなく、変更後の数・額を記載します。なお、株式数や金額を記載する際には「万」や「億」を用いて記載します。

<sup>4</sup> 増加する資本金の額(1000円未満切り捨て)を記入します。なお、増加する資本の額が1000円未満の場合は1000円となります。

<sup>5</sup> 発行可能株式総数の変更の登録免許税は、その他登記事項の変更として3万円となります。

<sup>6</sup> 募集株式の発行の登録免許税は、課税標準金額×0.007となります。但し、計算の結果生じる100円未満は切り捨てます。また、計算結果が3万円未満となるときは3万円となります。

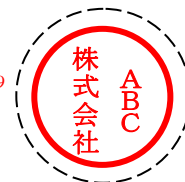
平成 23 年 8 月 23 日<sup>7</sup>

東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号<sup>8</sup>

申 請 人 ABC 株式会社

東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号六本木ヒルズ 201 号室<sup>9</sup>

代表取締役 鈴木 一郎



会社代表印



捨印

東京法務局港出張所 御中<sup>10</sup>

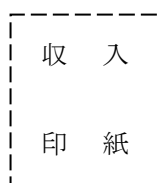
<sup>7</sup> 定款変更の登記期限は、株主総会の日(別途変更日を定めた場合には当該変更日)から 2 週間以内となります。募集株式発行の登記期限は、払込期日から 2 週間以内となります。それぞれ登記期限が異なりますのでまとめて申請する際にはご注意ください。

<sup>8</sup> 会社の本店所在地を、現在登記されているとおりに記載します。

<sup>9</sup> 代表取締役の住所を、現在登記されているとおりに記載します。

<sup>10</sup> 管轄法務局を記載します。

収入印紙貼付用台紙<sup>11</sup>



---

<sup>11</sup> 収入印紙には消印をしてはいけません。

<添付書類><sup>12</sup>

- ・ 取締役会議事録(募集事項及び割当てを決議したもの)
- ・ 株主総会議事録(定款変更及び募集株式の発行(枠)を決議したもの)
- ・ 募集株式の総数引受契約書(割当者全員分)
- ・ 払込みがあったことを証する書面
- ・ 資本金の額の計上に関する証明書

---

<sup>12</sup> 法務局に提出した書類は原則として返ってきませんので、登記用原本を別に作成するか、「原本還付」というコピーを提出する方法で申請すると良いでしょう。なお、原本還付の方法については管轄の法務局にお問い合わせ下さい。